

平成十九年六月二十五日提出  
質問第四一六号

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する再質問主意書

提出者 江田 憲 司

416

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する再質問主意書

先に提出した、「いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書」（以下「主意書」という。）に対する答弁書（以下「答弁書」という。）を踏まえ、また、安倍晋三首相が国民に対し、所要の対策につき丁寧に説明責任を果たし、不安を払拭していきたいと累次にわたって表明されていることから、以下の点につき、再度質問する。

一 答弁書1、2及び4について

答弁書においては、市町村における国民年金被保険者名簿の保管につき、「『保管なし』と回答するものが百九十一市町村」とのことであるが、これ自体、大変由々しき事態である。

この情報は、当該市町村に在住する等の関係被保険者にとって、非常に重要な情報であり、事前の証拠収集等の便宜のため、該当者にあらかじめ周知する必要性が高い。

よって、現段階において「保管なし」とされている百九十一市町村につき具体的にその市町村名を明らかにされたい。万一、公表できない場合は、その理由を国民にわかりやすく説明されたい。

二 答弁書5について

答弁書においては、「社会保険庁のマイクロフィルム記録や市町村が保有する国民年金被保険者名簿等の記録と、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録の突き合わせ作業については、計画的に実施し、その進捗状況を半年ごとに公表することとしているところであるが、現在、その実施に当たつての具体的な手法等について検討しているところであり、お尋ねの突き合わせ作業の終了時期を現時点で、お答えすることは困難である」とされているが、これに対しては、自由民主党の役員等が今の時点でも、メディア等を通じて、これらの突き合わせ作業も含めて「二〇〇八年五月までに終了」あるいは「二〇〇九年三月までに本人に通知」等々、まったく異なる見解を表明している。政府が正しいのか、与党たる自由民主党が正しいのか、政策の信憑性にも係わる重大かつ基本的な事柄であるので、明確にされたい。

### 三 答弁書6について

すべての記録の突合作業に必要なシステムの開発、運用に係るスケジュール及びその費用について、「現時点でお答えすることは困難である」とのことであるが、これでは「二〇〇八年五月までに突合作業を終了」と言っても誰も信用しない。

日一日と国民の間に広がっている年金に関する不安を解消するために、突合作業に必要なシステムの開

発、運用に係るスケジュール及びその費用について、再度、明らかにすることを求める。できないのなら、なぜ、システム開発等の所要時間もわからないのに「二〇〇八年五月までに突合作業を終了」と国民に約束できるのか、その理由を説明されたい。

#### 四 答弁書9について

「特例納付制度」を利用した際、納付記録が消えるケースにつき、「御指摘のようなケースについては、被保険者等からの申立てがあつて判明するものであり、全国的な実態調査を行うことは困難」とのことであるが、相変わらずまったく無責任な対応である。当時、特例納付までして保険料を納めた加入者が不利益を受けないようにするために、広く周知徹底を図り、該当者の申立てを促すべく、積極的に広報活動を行うべきではないか。

右質問する。